

豊橋市監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年8月18日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	石 河 貫 治
同	及 部 克 博

令和7年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
図書館	07-12	指摘 事項	コイン式複写機の複写申込書について、図書館条例により申込先は「豊橋市教育委員会」であるべきところ「豊橋市図書館長」とする様式を使用していた事例が散見された。本事例は、令和5年度定例監査の指摘を受けて措置通知を提出したものであるにもかかわらず、旧様式の破棄を怠ったことにより再度発生したことを重く受け止め、分館を含めた全職員で再発防止に向けた実効性のある取組をされたい。	紙・データを含め中央図書館及びすべての分館で旧様式を破棄したことを、分館を含めた全職員が参加する全体会（令和7年12月26日）において確認した。	R8. 5. 15
図書館	07-12	指摘 事項	図書館資料集配本業務及び映像編集用パソコン等賃貸借において、予定価格書を入れる封筒にのり付けなどで閉じた痕跡がない事例が散見された。予定価格の漏えいのおそれがあるので、契約規則にのっとり適正な事務処理をされたい。	決裁ルートの職員全員が契約規則にのっとり適正に事務を行っていることを確認するよう、主査以上の職員が参加する連絡会議（令和8年1月15日）に加え分館を含めた全職員が参加する全体会（令和7年12月26日）において具体的事例を説明し、周知を徹底した。また、異動者に対して行う新任研修（令和8年4月24日）の際にも具体的事例を説明し、周知を行った。また、決裁ルートの職員が契約規則にのっとり適正に事務を行っていることを確認し合うこととした。	R8. 5. 15
図書館	07-12	指摘 事項	清掃業務において、記載漏れの業務実施報告書により履行確認した事例や、昇降機保守点検業務において、委託業務完了報告書を受領し検査合格として支払手続をした後に仕様書に定める定期検査の報告書を受領した事例等、分館における履行確認に関する不適切な事務処理が多数見受けられた。契約規則にのっとり適正な事務処理ができるよう実効性のある検査体制を構築されたい。	決裁ルートの職員全員が契約規則にのっとり適正に事務を行っていることを確認するよう、主査以上の職員が参加する連絡会議（令和8年1月15日）に加え分館を含めた全職員が参加する全体会（令和7年12月26日）において具体的事例を説明し、周知を徹底した。また、異動者に対して行う新任研修（令和8年4月24日）の際にも具体的事例を説明し、周知を行った。また、決裁ルートの職員が契約規則にのっとり適正に事務を行っていることを確認し合うこととした。	R8. 5. 15
図書館	07-12	意見	利用者の申込みにより職員が複写する複写申込書について、著作権法により調査研究目的であることを条件として認められているにもかかわらず、調査研究目的である旨の記載がされていないものが散見された。分館を含めた全職員で再発防止に向けた実効性のある取組に努められたい。	著作権法により調査研究目的であることを条件として認められていること、営利であっても調査研究であれば認められることを決裁ルート上の職員全員が認識したうえで確認するよう、主査以上の職員が参加する連絡会議（令和8年1月15日）に加え、分館を含めた全職員が参加する全体会（令和7年12月26日）において周知徹底した。また、異動者に対して行う新任研修（令和8年4月24日）の際にも周知を行った。さらに、記載例を「営利を目的としない個人の調査研究目的」から「個人の調査研究目的」に変更した（令和8年4月1日）。	R8. 5. 15
図書館	07-12	意見	コイン式複写機の複写申込書について、図書館現金等事務取扱マニュアルでは「複写枚数を確認後、複写手数料を算出して複写申込書に料金を記入」としているが、料金及びその算出根拠が記入されていなかったため、複数でチェックできるよう適切な調定事務に努められたい。	料金及びその算出根拠を記入する様式に改正を行う（令和8年4月1日）とともに、決裁ルート上の職員全員が決裁の過程で改正された様式を利用していることを確認するよう、主査以上の職員が参加する連絡会議（令和8年1月15日）に加え分館を含めた全職員が参加する全体会（令和7年12月26日）において周知を徹底した。また、異動者に対して行う新任研修（令和8年4月24日）の際にも周知を行った。さらに、紙・データを含め中央図書館及びすべての分館で旧様式を破棄したことを、令和8年4月1日に確認した。	R8. 5. 15
住宅課	07-12	指摘 事項	西口母子住宅測量登記等業務の当初契約において、仕様書に記載されている内容や数量が誤っていた上に、変更契約においても仕様書に記載されている数量が誤っていた。契約を行う場合は仕様書の内容や数量をよく確認し、適正な契約事務をされたい。	仕様書を作成する際には根拠となる資料と十分に照合するとともに、複数職員で確認し適正な事務を行うようにすることを令和8年1月に課内全員に周知徹底を図った。	R8. 5. 22

令和7年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
住宅課	07-12	指摘 事項	住居支援意見交換会（稲沢市）において、旅行命令を口頭により行い職員を出席させていたが、旅行命令書を起票せずに旅費の支給もしていなかった。このことは旅費支給条例等に抵触するため、同条例等にとり適正な事務処理をされたい。	課内の予算管理において、旅費の計画的な執行に努めるとともに、出張に際しては旅費支給条例等にとり適正に旅行命令を発するよう令和7年12月に課内全員に周知徹底を図った。 なお、今回指摘のありました旅行命令については、出張にかかった実際の行程を確認し精査したところ、予算の範囲内で処理することが可能であったため、事後となりますが旅行命令及び支出に関する事務処理を完了しております。	R8. 5. 22
住宅課	07-12	意見	旧城山住宅除草業務その1の仕様書に記載されている安全対策の一部の項目について、業務完了報告時に口頭により確認を行っていたが、除草業務では過去に重大な事故も発生しているため、業務着手前の適切な安全対策の確認に努められたい。	作業責任者が現場管理を行った実績や作業員に対する安全教育の実施状況等について、写真や書面による提示を求めるとともに、報告、書面の提出を求めている項目でも口頭などにより安全対策について確実に履行確認することを令和8年1月に課内全員に周知徹底を図った。	R8. 5. 22
産業政策課	07-16	意見	豊橋駅産業プロモーションブース警備清掃委託業務において、業務回数変更の協議を行い、協議書は作成しているものの、変更契約を締結しておらず、現場責任者届の宛名が前市長であった。また、産業用地整備候補地調査委託業務において、現地立入りの身分証明書交付願いの日付が未記載であった。さらに、本市に事務局のある東三河5市企業誘致推進連絡会議において、全ての支出負担行為決裁書に起案日のみ記載があり、決裁日などが未記載であった。こうした不備事例が発生していることは、課内での確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。	決裁時の慎重な点検や決裁後の文書処理を含め、豊橋市契約規則及び東三河5市企業誘致推進連絡会議事務処理規程などに基づいた適正な事務処理を行うよう、課内全職員を対象に令和8年3月に注意喚起を行い、意識向上を図った。 また、人事異動等による問題の風化を防ぐために、4月にあらためて定例監査の内容について周知し、課内全職員を対象に情報共有と再発防止の注意喚起を行った。	R8. 5. 15
商工業振興課	07-16	指摘 事項	とよはし産業人材育成センター電気設備改修工事ほか4件の修繕において、仕様書に建設廃棄物の処理に関する項目がなく、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。建設廃棄物の処理費を計上すること及び建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することは発注者の責務であるため、建設廃棄物処理指針にとり適正な仕様書により修繕を発注し、建設廃棄物処理の履行確認をされたい。	修繕仕様書について、廃棄物処理に係る費用を計上するとともに、廃材の処理状況が確認できるよう記載内容を見直し、さらに、適正に建設廃棄物処理の履行確認を行うよう令和8年3月に課内で周知徹底を図った。	R8. 7. 21
商工業振興課	07-16	意見	とよはし産業人材育成センター建築物環境衛生管理等業務において、仕様書に市と協議して決定するとされている項目について、その内容を記録していなかったため、委託事業者と協議したものについては記録を残すよう努められたい。	令和8年度契約分から業務の実施日程など、市と委託事業者との協議を伴う項目について、協議内容及び結果の記録を残すよう仕様書の見直しを行った。また、令和8年3月に課内で周知を行い、同様の事例がないか再度確認した。	R8. 7. 21
上下水道局 経営課	07-17	意見	ボトルドウォーターとよっすい取扱要綱において、出庫台帳により在庫数を管理するとしているが、繰越分の本数が誤っており、不明分として計上されていた。今後は出入庫に漏れがないように、在庫管理を適切に行うように努められたい。また、とよっすいの有償配付の納付期限について、約1か月後に設定しているものが複数あったが、水道事業及び下水道事業会計規程には納付期限を定める条項がないため、考え方を整理されたい。	在庫管理をより適切に行うため、これまでの前年度末在庫数を当該年度出庫台帳へ繰越し本数として記載していたものを取りやめ、年度納品毎で出庫台帳管理を行うようにした。具体的には、毎年1月に納品後から翌年度の台帳が始まり、在庫が0になるまで管理し、各年度に納入されたとよっすいの在庫を把握できるようにした。 有償配付の納付期限について考え方を整理し、令和8年4月1日から内規により納付期限の取扱いを定めた。	R8. 7. 7
上下水道局 経営課	07-17	意見	公益社団法人日本水道協会愛知県支部及び東三河県営水道受水団体協議会の総会の開催の決裁において、事務処理規程では、輕易なものを除き「順次直属の上司を経て、支部長（会長）の決裁を受けなければならない。」とされているが、総会の開催決裁が会長決裁となっていなかったため、輕易なものや事務局長専決の考え方を整理し、適切な事務処理に努められたい。	総会及び役員会の開催は、重要な意思決定事項であり会長決裁が必要であると整理し、課内周知を図り、令和8年度から東三河県営水道受水団体協議会と公益社団法人日本水道協会愛知県支部の総会及び役員会開催については、会長及び支部長決裁とした。（令和8年度決裁済み）	R8. 7. 7

令和 7 年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
上下水道局 経営課	07-17	意見	多米交番への土地の貸付けについて、普通財産であるにもかかわらず行政財産の目的外使用として許可していたため、行政財産と普通財産の分類を整理するように努められたい。また、土地の使用料について免除しているが、消費税が非課税である貸付けであるにもかかわらず消費税を含めて計算していたため、土地の貸付けに関する消費税の取扱いについて整理するように努められたい。	多米交番用地を含めた直接事業に供していない土地について、改めて行政財産と普通財産の分類を整理し、普通財産の使用等にかかる手続きについて令和 8 年 2 月に課内周知し、併せて、他に同様の事例がないことを確認した。多米交番の土地については、令和 8 年度からは、普通財産の貸付として、財産管理規則に基づき事務処理を行った。 また、土地の使用料に関する消費税の取扱いについて、令和 8 年 2 月に課内研修を行い、令和 8 年度からは、該当する土地に係る行政財産の許可において、消費税非課税の計算を行った。	R8. 7. 7
浄水課	07-17	指摘 事項	小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、見積提出期限前に問合せのあった 1 者に対してのみ現場説明と質疑応答を行っていたがその記録がなかった。現場説明や質疑応答が必要となった場合においては、公正公平となるように見積徴取業者全員に対して行い、その回答等を公表・記録し、契約書の一部とされたい。	令和 8 年 6 月より、見積提出通知に質疑応答に関する項目を次のとおり追記するとともに、質疑回答等を通知・記録し、契約書類の一部とするよう局全体に運用方法の変更について周知した。 1 1. 仕様書等に関する質疑 仕様書等に関し質疑がある場合は、別紙質疑書を作成し、記名のうえ、豊橋市上下水道局浄水課へ提出すること。ただし、FAX又はe-mailによる提出も可能とする。（必ず電話で到達確認を行うこと。） 質疑に対する回答は、令和〇年〇月〇日午後 5 時までにFAXにて全参加者あて送付する。 質疑書の提出方法提出期限：令和〇年〇月〇日 正午 提出先：豊橋市上下水道局浄水課 FAX番号：0 5 3 2－6 1－8 7 1 3 メールアドレス：josui@city.toyohashi.lg.jp	R8. 7. 7
浄水課	07-17	指摘 事項	小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、仕様書に既設空調機の処理に関する項目がなく、適正に処理されたことの確認が不十分であった。建設廃棄物の処理費を計上すること及び建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することは発注者の責務であるので、建設廃棄物処理指針にのっとり適正な仕様書により修繕を発注し、建設廃棄物処理の履行確認をされたい。	廃棄物処理法等に基づく適正な処理を行うため、令和 8 年 4 月より、仕様書に廃棄物処理に関する項目を次のとおり明確に記載するとともに、建設廃棄物処理の履行確認をすることについて、4 月課内会議で周知を行った。 7. 現場発生品の処理 ・品名・規格、数量等 8. 廃棄物の処理 ・建設廃棄物の種類、数量等 9. 提出書類 ・現場発生品調書 1 0. 提示書類 ・マニフェスト等	R8. 7. 7
浄水課	07-17	意見	多米配水場用地の決裁において、使用料の算出根拠資料がないなどの不備が散見されたため、書類のチェック体制を強化するなど適切な事務処理に努められたい。	令和 8 年度の行政財産目的外使用許可に際しては、令和 8 年 3 月に改めて課内で「豊橋市行政財産使用料条例」第 3 条について再確認するとともに、決裁文書においては使用許可申請の内容に応じ「豊橋市水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の使用に関する規程」第 2 条を明示のうえ根拠資料を添付して、複数人でチェックすることにより体制の強化を図った。	R8. 7. 7
浄水課	07-17	意見	N T T 西日本株式会社が設置している光アクセス装置の電気使用料金の調定について、平成 11 年に料金定額の覚書を取り交わした後、26 年にわたり消費税の税率を除き金額を変更していなかった。今後は定期的に電気料金の確認をするなど、適切な金額を調定するように努められたい。	令和 8 年 5 月 1 8 日付で N T T 西日本株式会社東海支店と変更した覚書を締結し、電気使用料金の見直しを行った。今後は行政財産の目的外使用の申請と合わせ、毎年 4 月に見直しを実施し適正な金額を調定していくこととした。	R8. 7. 7

令和 7 年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
浄水課	07-17	意見	小鷹野浄水場生物監視装置設置工事（電気設備・改築）の特記仕様書において、機器仕様に関する性能要件及び機能試験の試験項目・方法が不明確であったので、機器の性能等については厳正に審査する必要があるため明確に記載するよう努められたい。	標準仕様書等に記載されていない、工事毎に必要なとなる性能要件については、特記仕様書に記載するとともに、特殊性のある機能試験を要する場合においては、その項目・方法を明記し、厳正に審査するよう 4 月課内会議において周知した。	R8. 7. 7
浄水課	07-17	意見	小鷹野浄水場ほか空調設備修繕において、空調機の機種により処理方法や処理費用が大きく異なるが、仕様書に撤去する既設空調機の設置場所や機種等が記載されていなかったの、見積徴取は正確な仕様書により適切に行うよう努められたい。	既設設備の撤去を伴う修繕等の見積徴取の際には、廃棄物の撤去（処理）費用に関わる対象機器の設置場所、形式、数量等を正確に仕様書に明記するよう、4 月課内会議において参考仕様書を作成し周知を行った。	R8. 7. 7
子育て支援課	08-1	指摘事項	児童手当の過誤払返納金の調定において、納入通知書の納付期限が15日を超えて設定されている事例が散見されたので、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。	今後は、調定をした日から15日以内を納付期限として定め、納入通知書を発行する取扱いに変更した。 なお、過誤払返納金と調定決議書の決裁は持ち回りにより処理し、速やかに納入通知書を郵送できるよう努める。 上記内容は令和8年4月13日の朝礼にて、子育て支援課長から課内職員に対して周知徹底を行った。	R8. 6. 16
子育て支援課	08-1	意見	補助金の交付申請において、添付された事業計画書の期間に誤りがあったほか、収支予算書の添付がされていなかった。また、委託業務契約において、見積書と契約書で相手方の所在地が異なっていたほか、契約書に契印が押印されていないものがあった。こうした事例が発生していることは、課内での書類の確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。	今後は、再発防止のため、複数の職員で内容を確認し、さらに決裁時に主査や管理職による確認を徹底していく。 上記内容は令和8年4月13日の朝礼にて、子育て支援課長から課内職員に対して周知徹底を行った。	R8. 6. 16
選挙管理委員会事務局	08-1	指摘事項	選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託において、変更契約の決裁をしていたが、業務期間満了後 1 か月以上経過しているにもかかわらず、変更契約書を取り交わしておらず、業務実施報告書も提出されていなかった。契約規則において、遅滞なく契約書を作成しなければならないこととしており、契約約款において、業務の履行が完了したときは、直ちに業務実施報告書を提出することとしているので、適正な事務処理をされたい。	今後、契約事務に関して、複数人で進捗状況の把握に努め、変更契約書や業務実施報告書など必要な書類が速やかに整わない場合には、相手方業者へ適宜提出についての催促を行うなど確認を徹底するよう令和 8 年 5 月 8 日に事務局内職員にメールにより周知した。	R8. 5. 29
選挙管理委員会事務局	08-1	指摘事項	財産管理規則施行要綱において、取得単価が50,000円以上のものを備品としているが、1 台28,160円のノートパソコン 5 台について、備品購入費で購入していた。本来、事前に予算の流用について決裁し、消耗品費で購入すべきであるので、予算決算会計規則にのっとり適正な歳出科目で予算執行されたい。	令和 8 年 5 月 8 日にメールにより、現行の財産管理規則施行要綱を改めて共有し、備品の登録要件となる金額等の確認を行うとともに、今後の予算執行において適正な事務処理の徹底と、決裁時においての確認を徹底するよう事務局内職員に周知した。	R8. 5. 29
選挙管理委員会事務局	08-1	意見	参議院議員通常選挙・住民投票同時執行事前検証作業業務委託において、契約書の別記個人情報取扱特記事項では、あらかじめ業務を行う場所を特定し、書面により届け出るものとしているが、個人情報保護管理者等届では、業務場所を豊橋市の指定する場所としており具体的に特定していないので、適切な事務処理に努められたい。	今後は個人情報取扱特記事項の条項に沿うよう、特定された場所の書面への記載を徹底し、委託業者に対しても具体的な場所の記載を求めていくことを令和 8 年 5 月 8 日にメールにより事務局内職員に周知した。	R8. 5. 29

令和 6 年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
スポーツ課 （「スポーツのまち」づくり課）	06-17	指摘 事項	予定価格書を入れる封筒にのり付けなどで閉じた痕跡がない事例が見受けられた。予定価格の漏えいのおそれがあるので、契約規則にのっとり適正な事務処理をされたい。	本監査の質疑を受け、令和 6 年 1 2 月から、予定価格書への押印の際に封筒への糊付けを複数人で確認する運用に変更し、課内で周知徹底を図った。	R8. 7. 22
スポーツ課 （「スポーツのまち」づくり課）	06-17	意見	令和 6 年度の指定管理料において、年度当初より休止している施設があるにもかかわらず、総合運動場等の管理に関する協定書を変更せずに第 3 四半期分までの支払を終えている。指定管理料の精算根拠を明確にし、適切な指定管理料の支出に努められたい。	令和 6 年 9 月に豊橋球場が廃止されたことに伴い、豊橋球場の休止及び廃止に伴い減少する収支の差額について、減少した収入（利用料金収入）及び減少した支出（人件費、光熱費、委託料等）を令和 4 ・ 5 年度決算を踏まえて算定し、指定管理料の減額協議を実施した。令和 7 年 2 月に指定管理料に関する協議が整ったことから、指定管理料の減額精算を行った。	R8. 7. 22

令和 5 年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
産業政策課	05-18	意見	企業誘致において、現在、市が提供できる産業用地は、豊橋三弥地区工業用地のみである。雇用の創出につながる戦略的な企業誘致を推進するため、引き続き愛知県企業庁等と連携し、新たな産業用地を確保できるよう候補地の調査・選定に努められたい。	令和3年8月に事業採択された豊橋新城スマートＩＣ周辺にて愛知県企業庁と相談しながら産業拠点の形成に向けた調査・調整を進めている他、令和7年4月から豊橋市として国道23号名豊道路など主要幹線道路沿道等の交通基盤の利便性が高い地区を中心に候補地の検討や、進出の可能性のある事業者及び開発事業者への企業立地意向調査を行い、官民連携による新たな産業拠点形成に向けた検討を進めている。	R8. 5. 15
産業政策課	05-18	意見	サテライトオフィス誘致補助金及び企業ＢＣＰ策定支援事業費等補助金において、補助金の活用実績が少ないため、企業の実態やニーズを把握するとともに、補助要件の緩和など活用される補助制度になるよう改善に努められたい。	サテライトオフィス誘致補助金については、リモートワークの普及など働き方の変容を鑑み、令和6年4月を以って廃止した上で、令和6年5月から、IT系企業や営業拠点など賃貸オフィスに入居し市内で事業展開を目指す企業に対する補助制度として、オフィス誘致補助金を新設し、貸室賃料や改修費等に加え正社員の雇用に対してもその費用の一部を補助することとした。 企業ＢＣＰ策定支援事業費等補助金については、市内事業者のＢＣＰ等の策定状況、策定を検討するきっかけなどを把握するため、令和6年度においては市内に事業所がある事業者を対象にアンケートを実施した。その結果を踏まえ、企業BCP等の策定や改訂に際して、コンサルタントやアドバイザー等に支払った費用について、3万円を上限として助成していたところを、令和7年4月からは、新規策定に係る助成額の上限を10万円に引き上げた。	R8. 5. 15